

市長提出予定案件

議案第1号	高石市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
議案第2号	高石市個人情報保護審査会条例制定について
議案第3号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議案第4号	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議案第5号	高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第6号	高石市立高師浜総合運動施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第7号	専決処分の報告について（令和4年度高石市一般会計補正予算）
議案第8号	令和4年度高石市一般会計補正予算
議案第9号	令和4年度高石市水道事業会計補正予算
議案第10号	令和4年度高石市下水道事業会計補正予算
議案第11号	指定管理者の指定について（高石市立老人福祉センター）
議案第12号	指定管理者の指定について（高石市立高石駅前自動車駐車場等）
報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）
報告第2号	寄附金収受の報告について

行政委員会提出予定案件

監査委員報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告

議案第 1 号

高石市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

高石市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び農業委員会並びに財産区をいう。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があつた日から30日（法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数を除く。）以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、高石市個人情報保護審査会条例（令和 年高石市条例第 号）第1条に規定する高石市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年1回実施機関に対し、個人情報保護制度の運用状況について報告を求め、これを取りまとめて、その概要を公表しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(高石市個人情報保護条例の廃止)

第2条 高石市個人情報保護条例（平成13年高石市条例第14号）は、廃止する。

(高石市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の高石市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第13条第1項若しくは第2項（旧条例第23条第2項、第28条第2項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）、第23条第1項、第28条第1項又は第32条第1項の規定によりなされている開示請求、訂正請求、利用停止請求及び是正の申出については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第38条第1項の規定により設置された高石市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）に旧条例第35条第1項の規定によりなされている諮問については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者若しくは施行日前に旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第12条に規定する職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない義務、旧条例第11条第2項の規定する受託事務に従事している者若しくは施行日前に当該事務に従事していた者に係る同条第3項に規定するその事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない義務又は旧条例第11条の2第3項に規定する管理の業務に従事している者若しくは施行日前に当該業務に従事していた者に係る同項に規定するその業務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前に旧審査会の委員であ

った者に係る旧条例第38条第6項に規定する職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくは施行日前に旧実施機関の職員であった者、旧条例第11条第2項の規定する受託事務に従事している者若しくは施行日前に当該事務に従事していた者又は旧条例第11条の2第3項に規定する管理の業務に従事している者若しくは施行日前に当該業務に従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第50条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前に旧審査会の委員であった者が、施行日前において職務上知り得た秘密を施行日以後に漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 前3項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者についても適用する。
- 9 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（高石市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第4条 高石市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年高石市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条中「高石市個人情報保護条例（平成13年高石市条例第14号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

（高石市暴力団排除条例の一部改正）

第5条 高石市暴力団排除条例（平成24年高石市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「高石市個人情報保護条例（平成13年高石市条例第14号）第2条第2号に規定する実施機関」を「高石市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年高石市条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関及び議会（以下「実施機関等」という。）」に、「実施機関が」を「実施機関等が」に、「高石市個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改め、同条第2項中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

高石市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表

附則第 4 条改正	
高石市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例	
新	旧
(個人情報保護) 第 1 5 条 指定管理者及びその従事者は、指定施設の管理の業務に関して知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）を正当な理由なく漏らし、又は盗用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。	(個人情報保護) 第 1 5 条 指定管理者及びその従事者は、指定施設の管理の業務に関して知り得た個人情報（高石市個人情報保護条例（平成13年高石市条例第14号）第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。）を正当な理由なく漏らし、又は盗用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。
附則第 5 条改正	
高石市暴力団排除条例	
新	旧
(個人情報の収集及び提供) 第 1 5 条 高石市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年高石市条例第 号）第 2 条第 2 項に規定する実施機関及び議会（以下「<u>実施機関等</u>」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、<u>実施機関等</u>が定めるところにより、必要な個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。</u>以下同じ。）を収集するものとする。 2 <u>実施機関等</u>は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、<u>実施機関等</u>が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を大阪府警察本部長及び高石警察署長に提供するものとする。	(個人情報の収集及び提供) 第 1 5 条 <u>高石市個人情報保護条例（平成13年高石市条例第14号）第 2 条第 2 号に規定する実施機関</u>は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、<u>実施機関</u>が定めるところにより、必要な個人情報（<u>高石市個人情報保護条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。</u>以下同じ。）を収集するものとする。 2 <u>実施機関</u>は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、<u>実施機関</u>が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を大阪府警察本部長及び高石警察署長に提供するものとする。
附 則 (施行期日) 第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 第 2 条～第 5 条 略	

議案第 2 号

高石市個人情報保護審査会条例制定について

高石市個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、高石市個人情報保護審査会を設置するため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する機関として、高石市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (2) 高石市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年高石市条例第 号）第6条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 高石市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年高石市条例第 号）第45条第1項又は第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 審査会の委員は、個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項又は高石市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定による諮問（以下「諮問」という。）をした実施機関をいう。以下同じ。）

に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んでは

ならない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審査会は、第7条第3項の規定による資料の提出があったときは、資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した諮問実施機関以外の審査請求人又は参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問実施機関の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(審議手続の非公開及び答申等)

第10条 審査会の行う審査請求に係る審議手続は、公開しない。

- 2 審査会は、諮問があった日から起算して90日以内に書面により答申するよう努めなければならない。
- 3 審査会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
- 4 諮問実施機関は、答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決をしなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。ただし、審査会の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(罰則)

第12条 第3条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、高石市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の高石市個人情報保護条例（平成13年高石市条例第14号）第38条第1項の規定により設置された高石市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日において第3条第2項の規定により高石市個人情報保護審査会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、その者の旧審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

議案第 3 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 人事院勧告に準じて職員等の給与改定を行うため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年高石町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1を次のように改める。

(次のよう 別記)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例（令和元山高石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項及び第17条第2項中「期末手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加える。

附則第13条を附則第14条とし、附則第5条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、附則第4条の次に次の1条を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置)

第5条 パートタイム会計年度任用職員の基準月額及び臨時的任用職員の給料月額は、第6条第4項及び第15条第1項の規定にかかわらず、令和4年度中は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 年高石市条例第 号）第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例別表第1に掲げる給料月額とする。

第4条 高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項及び第17条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改める。

(高石市特別職の職員の給与に関する条例及び高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「100分の210」を「6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の220」に改める。

(1) 高石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年高石町条例第1号）第3条第3

項

- (2) 高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 20 年高石市条例第 11 号）第 4 条第 2 項

第 6 条 次に掲げる条例の規定中「6 月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の220」を「100分の215」に改める。

- (1) 高石市特別職の職員の給与に関する条例第 3 条第 3 項
(2) 高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第 4 条第 2 項

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例及び第 3 条の規定（高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例第 12 条及び第 17 条の改正規定に限る。）による改正後の高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の給与条例等」という。）並びに第 5 条の規定による改正後の高石市特別職の職員の給与に関する条例及び高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例等」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（給与等の内払）

- 3 改正後の給与条例等又は改正後の特別職給与条例等の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例、第 3 条の規定による改正前の高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例又は第 5 条の規定による改正前の高石市特別職の職員の給与に関する条例若しくは高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与その他の給付は、改正後の給与条例等又は改正後の特別職給与条例等の規定による給与その他の給付の内払とみなす。

（委任）

- 4 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第3条第1項関係）

職員の区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
1		150,100	198,500	234,400	266,000	319,200	362,900	408,100
2		151,200	200,300	236,000	267,700	321,400	365,500	410,500
3		152,400	202,100	237,500	269,200	323,700	367,900	413,000
4		153,500	203,900	239,000	271,000	325,900	370,500	415,400
5		154,600	205,400	240,300	272,700	328,100	372,400	417,300
6		155,700	207,200	241,900	274,500	330,100	374,900	419,600
7		156,800	209,000	243,400	276,300	332,300	377,200	421,700
8		157,900	210,800	244,900	278,300	334,500	379,700	423,900
9		158,900	212,400	246,000	280,200	336,400	382,100	425,900
10		160,300	214,200	247,500	282,200	338,600	384,800	428,000
11		161,600	216,000	249,000	284,100	340,600	387,400	430,100
12		162,900	217,800	250,300	286,000	342,800	390,100	432,200
13		164,100	219,200	251,800	287,900	344,600	392,500	433,900
14		165,600	221,000	253,000	289,700	346,600	394,800	435,700
15		167,100	222,700	254,300	291,200	348,600	397,000	437,700
16		168,700	224,500	255,500	292,600	350,600	399,400	439,700
17		169,800	226,100	256,800	294,400	352,300	401,200	441,600
18		171,200	227,800	258,200	296,400	354,300	403,200	443,400
19		172,600	229,400	259,600	298,500	356,100	405,100	445,200
20		174,000	230,900	261,100	300,500	358,000	406,900	446,900
21		175,300	232,200	262,700	302,400	359,900	408,800	448,700
22		177,800	233,800	264,400	304,500	361,800	410,600	450,200
23		180,300	235,400	266,000	306,500	363,800	412,400	451,600
24		182,800	236,900	267,600	308,600	365,700	414,300	453,100
25		185,200	237,900	269,400	310,300	367,700	416,100	454,500
26		186,900	239,400	271,200	312,400	369,600	417,600	455,800
27		188,500	240,700	272,900	314,400	371,600	419,100	457,100
28		190,200	241,900	274,600	316,400	373,600	420,700	458,300
29		191,700	243,100	276,200	318,100	375,100	422,300	459,300
30		193,400	244,100	277,900	320,100	376,900	423,600	460,000
31		195,200	245,100	279,700	322,200	378,700	424,900	460,800
32		196,900	246,100	281,200	324,300	380,300	426,100	461,500
33		198,500	247,200	282,400	325,500	382,100	427,300	462,200
34		199,900	248,100	284,100	327,500	383,500	428,600	463,000
35		201,400	249,000	285,700	329,400	385,000	429,900	463,700
36		202,900	250,000	287,400	331,500	386,600	431,100	464,300
37		204,200	250,900	289,000	333,400	388,000	432,300	464,800
38		205,500	252,200	290,700	335,300	389,200	433,100	465,400
39		206,700	253,400	292,500	337,300	390,400	433,900	466,000
40		208,000	254,700	294,300	339,200	391,500	434,700	466,600
41		209,300	256,000	295,800	341,100	392,600	435,300	467,100
42		210,600	257,400	297,500	343,000	393,800	436,000	467,600
43		211,900	258,600	299,000	344,800	395,000	436,700	468,000
44		213,200	259,800	300,600	346,700	396,100	437,400	468,300
45		214,300	260,900	302,200	348,200	396,800	438,200	468,600
46		215,600	262,100	303,900	349,600	397,500	439,000	
47		216,900	263,400	305,500	351,100	398,200	439,400	
48		218,200	264,500	307,200	352,600	398,900	440,100	
49		219,200	265,600	308,100	354,200	399,500	440,600	
50		220,300	266,600	309,600	355,000	400,100	441,000	
51		221,300	267,800	311,100	356,200	400,600	441,400	
52		222,300	268,900	312,700	357,200	401,000	441,800	
53		223,300	269,900	314,300	358,100	401,400	442,200	
54		224,200	270,900	315,900	359,200	401,700	442,600	
55		225,100	272,000	317,500	360,100	402,000	443,000	
56		226,000	273,100	319,000	361,200	402,300	443,300	
57		226,300	274,000	320,500	362,100	402,600	443,600	
58		227,100	275,000	321,700	362,800	402,900	444,000	
59		227,800	275,900	322,900	363,500	403,200	444,300	
60		228,500	277,000	324,100	364,200	403,500	444,600	
61		229,200	278,100	324,800	364,600	403,800	444,900	
62		230,000	279,100	325,700	365,200	404,100		

	63	230,700	280,000	326,500	365,900	404,400		
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	404,700		
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	405,000		
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	405,300		
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	405,600		
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	405,900		
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	406,100		
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	406,400		
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	406,700		
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	407,000		
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	407,200		
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	407,500		
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	407,800		
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	408,000		
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	408,200		
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	408,500		
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	408,800		
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	409,000		
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	409,200		
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	409,500		
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	409,800		
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	410,000		
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	410,200		
	86	244,500	292,400	339,500	378,200			
	87	245,100	292,700	340,000	378,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400			
	90	246,600	293,800	341,100	379,900			
	91	246,900	294,100	341,600	380,300			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700			
	93	247,600	294,700	342,200	381,000			
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	251,400	255,200	274,600	315,100	356,800	389,900

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第 1 条改正	
一般職の職員の給与に関する条例	
新	旧
(勤勉手当) 第 2 3 条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合</u>には100分の95、<u>12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第 1 略	(勤勉手当) 第 2 3 条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第 1 略
第 2 条改正	
一般職の職員の給与に関する条例	
新	旧
(勤勉手当) 第 2 3 条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額	(勤勉手当) 第 2 3 条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略
第3条改正	
高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例	
新	旧
(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当) 第12条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略 (臨時的任用職員に対する期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略 附 則 第4条 略 <u>(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置)</u> <u>第5条 パートタイム会計年度任用職員の基準月額及び臨時的任用職員の給料月額は、第6条第4項及び第15条第1項の規定にかかわらず、令和4年度中は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和 年高石市条例第 号)第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例別表第1に掲げる給料月額とする。</u> 第6条～第14条 略	(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当) 第12条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略 (臨時的任用職員に対する期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略 附 則 第4条 略 第5条～第13条 略
第4条改正	

高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例

新	旧
(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当) 第12条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略 (臨時的任用職員に対する期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略	(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当) 第12条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略 (臨時的任用職員に対する期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略

第5条改正

高石市特別職の職員の給与に関する条例

新	旧
(その他の給与) 第3条 略 2 略 3 職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。））にあつては、退職し、死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額）に、<u>6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、給与条例第22条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4 略	(その他の給与) 第3条 略 2 略 3 職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。））にあつては、退職し、死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額）に、<u>100分の210</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、給与条例第22条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4 略

高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例

新	旧
(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合</u>には100分の210、<u>12月に支給する場合</u>には100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の210</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。 (1)～(4) 略 3 略

第6条改正

高石市特別職の職員の給与に関する条例

新	旧
(その他の給与) 第3条 略 2 略 3 職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。））にあつては、退職し、死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額）に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第22条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4 略	(その他の給与) 第3条 略 2 略 3 職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。））にあつては、退職し、死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額）に、<u>6月に支給する場合</u>には100分の210、<u>12月に支給する場合</u>には100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第22条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4 略

高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例

新	旧
(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 略 3 略
附 則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例及び第3条の規定（高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例第12条及び第17条の改正規定に限る。）による改正後の高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の給与条例等」という。）並びに第5条の規定による改正後の高石市特別職の職員の給与に関する条例及び高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例等」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。 (給与等の内払) 3 改正後の給与条例等又は改正後の特別職給与条例等の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例又は第5条の規定による改正前の高石市特別職の職員の給与に関する条例若しくは高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与その他の給付は、改正後の給与条例等又は改正後の特別職給与条例等の規定による給与その他の給付の内払とみなす。 (委任) 4 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	

議案第 4 号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 地方公務員法の一部改正に伴い、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例（昭和59年高石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を加える。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その」を「次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該」に、「その職員を当該職務に従事させるため引き続いて」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に、「公務の運営に著しい支障が生ずるとき」を「生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第2号中「その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき」を「当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に改め、「承認を得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、「その期限は、その職員に係る定年

退職日」を「当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第2章の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年高石町条例第14号）第13条第1項の規定により管理職手当を支給される職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における

最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市長が定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項

又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を

定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。) が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度 (以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員 (異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員 (以下この項において「末日経過職員」という。)) を除く。) にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度 (当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)) において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(高石市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 高石市職員の分限に関する条例 (昭和 28 年高石町条例第 10 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「降任」の次に「(法第 28 条の 2 第 1 項本文の規定による降任を除く。)」を加える。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の懲戒に関する条例 (昭和 28 年高石町条例第 27 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 32 年高石町条例第 14 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料)

第 3 条の 2 法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) の給料月額、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額、高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (昭和 46 年高石市条例第 19 号。以下「勤務時間条例」という。) 第 2 条第 2 項の規定により任命権者が定めた当該職員の勤務時間を同条第 1 項の規定により任命権者が定めた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 (その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額) とする。

第 8 条第 2 項中「、部内」を「部内」に改め、「認めるとき」の次に「又は法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等による降格をさせたとき」に加える。

第 15 条の 4 第 3 項及び第 17 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用

短時間勤務職員」に改める。

第 22 条第 3 項及び第 5 項、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに第 24 条の 2（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の 8 項を加える。

（特定日後における給料月額の特例）

3 0 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 32 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）とする。

3 1 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例（昭和 59 年高石市条例第 10 号）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間（同条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 6 条に規定する職を占める職員

3 2 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 34 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 30 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 30 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

3 3 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 3 条第 4 項の規定により格付された当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 3 条第 4 項の規定により格付された当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 30 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 32 項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前 2 項の規定に準じ

て算出した額を給料として支給する。

35 附則第 32 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 30 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

36 附則第 32 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 22 条第 5 項（第 23 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第 22 条第 5 項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第 32 項、第 34 項又は第 35 項の規定による給料の額との合計額」とする。

37 附則第 30 項から前項までに定めるもののほか、附則第 30 項の規定による給料月額、附則第 32 項の規定による給料その他附則第 30 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1 中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

「

再任用職員	187,700	251,400	255,200	274,600	315,100	356,800	389,900
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	251,400	255,200	274,600	315,100	356,800	389,900

」

に改める。

（高石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 5 条 高石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年高石市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

（高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第 6 条 高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 46 年高石市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 8 条第 1 項、第 12 条第 2 項並びに第 13 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 7 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 59 年高石市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削る。

第4条第1項及び第5条第1項中「又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの」を削る。

第5条の3の表以外の部分中「第4条第1項（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。）又は」を削り、「59歳に達する日の属する年度末」を「定年に達する日から6月前」に、「10年」を「15年」に改め、「第4条第1項又は」を削り、同表第4条第1項の項を削る。

第6条の2を削る。

第7条の3の表第7条の項中「第4条又は」を削る。

第7条の4第1項中「地方公務員法第27条」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条」に、「以下「休職月等」を「以下第9条第4項において「休職月等」に、「以下「調整月額」を「以下この項及び第5項において「調整月額」に改める。

第10条第1項中「第55条」を「第8条第1項第5号」に改める。

第13条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「支給期間」とする。」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。」に改め、同条第9項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第3項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第9項から第11項まで」を加える。

附則第4項中「第5条の2」の次に「及び附則第11項」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第10項」を加える。

附則第6項から第8項までを削り、第9項を第6項とし、第10項を第7項とする。

附則第11項（見出しを含む。）中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第8項とし、同項の次に次の3項を加える。

（60歳に達した日以後に退職した職員の特例）

- 9 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第9項」とする。
- 10 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第10項」とする。

(給料月額の特例)

- 1 1 一般職の職員の給与に関する条例附則第30項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

(高石市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 高石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年高石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第8条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(高石市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 高石市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年高石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(高石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 高石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年高石市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年高石市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新条例第2条の3」を「職員の退職手当に関する条例第2条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条中職員の退職手当に関する条例第13条第4項及び第9項の改正規定並びに同条例附則第11項の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改

める部分に限る。)並びに附則第 22 項及び第 31 項の規定 公布の日

- (2) 第 7 条中職員の退職手当に関する条例第 4 条第 1 項の改正規定、同条例第 5 条第 1 項の改正規定、同条例第 5 条の 3 の改正規定(「59 歳に達する日の属する年度末」を「定年に達する日から 6 月前」に、「10 年」を「15 年」に改める部分を除く。)、同条例第 6 条の 2 を削る改正規定及び同条例第 7 条の 3 の改正規定 令和 6 年 4 月 1 日

(高石市職員の再任用に関する条例の廃止)

- 2 高石市職員の再任用に関する条例(平成 13 年高石市条例第 15 号)は、廃止する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 3 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第 1 条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

- 4 任命権者は、基準日(施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年(新定年条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市長が定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。)附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年)に達している職員(当該市長が定める職にあつては、市長が定める職員)を昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 5 新定年条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、附則第 3 項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日(以下この項から附則第 12 項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧定年条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に

係る年齢)に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、次項、附則第11項又は第12項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがあるもの

7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

8 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

9 暫定再任用職員(附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

10 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任

用職員の同意を得なければならない。

- 1 1 任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 6 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第 12 条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 7 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。第 20 項において同じ。）に達しているもの（新定年条例第 12 条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 3 前 2 項の場合においては、附則第 8 項から第 10 項までの規定を準用する。
（令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢）
- 1 4 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 1 5 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第 3 条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。
（令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢）
- 1 6 令和 3 年改正法附則第 4 条及び第 6 条の規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 1 7 令和 3 年改正法附則第 4 条及び第 6 条の規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものと

した場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

１８ 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第５項から第１２項までの規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下次項及び附則第１９項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

（１） 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（２） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

１９ 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

２０ 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、附則第１７項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

２１ 任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第３条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市長が定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第１２条に規定する年齢６０年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該市長が定める短時間勤務の職にあつては、市長が定める者）を、新定年条例第１２条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第１２条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該市長が定める短時間勤務の職にあつては、市長が定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

２２ 令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は年齢６０年とする。

（職員の勤務延長に係る給与に関する経過措置）

２３ 第４条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」

という。) 附則第 30 項から第 37 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に係る給与に関する経過措置)

24 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下この項、附則第 26 項及び第 28 項において「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第 3 条の 2 に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 4 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

25 改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下この項から附則第 28 項までにおいて「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 4 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を市長が定める時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

26 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 22 条第 3 項、第 23 条第 2 項及び第 24 条の 2 の規定を適用する。

27 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 3 条の 2、第 15 条の 4 第 3 項及び第 17 条第 2 項の規定を適用する。

28 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、市長が定める。

(暫定再任用職員の勤務時間等の経過措置)

29 暫定再任用職員（令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）で新地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第 6 条の規定による改正後の高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下この項において「新勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(退職手当に関する経過措置)

30 暫定再任用職員に対する第 7 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

31 新退職手当条例第 13 条第 4 項の規定は、令和 4 年 7 月 1 日以後に新退職手当条例第 13 条第 4 項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第 1 条改正	
職員の定年等に関する条例	
新	旧
<u>目次</u> <u>第 1 章 総則（第 1 条）</u> <u>第 2 章 定年制度（第 2 条―第 5 条）</u> <u>第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条―第 11 条）</u> <u>第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条）</u> <u>第 5 章 雑則（第 13 条）</u> <u>附則</u> <u>第 1 章 総則</u> （趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>第 2 章 定年制度</u> 第 2 条 略 （定年） 第 3 条 職員の定年は、年齢<u>65 年</u>とする。 （定年による退職の特例） 第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（第 9 条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び第 3 章において同じ。）を占めている職員については、	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 第 2 条 略 （定年） 第 3 条 職員の定年は、年齢<u>60 年</u>とする。 （定年による退職の特例） 第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、<u>その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u>

第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

第5条 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年高石町条例第14号）第13条第1項の規定により管理職手当を支給される職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしよう

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

第5条 略

とする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職へ

の降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市長が定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする

短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

（雑則）

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1・2 略

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

1・2 略

第2条改正

高石市職員の分限に関する条例

新	旧
（降任、免職及び休職の手続）	（降任、免職及び休職の手続）

第2条 略 2 職員の意に反する降任 <u>(法第28条の2第1項本文の規定による降任を除く。)</u> 若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。	第2条 略 2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。
第3条改正	
職員の懲戒に関する条例	
新	旧
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額</u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年高石市条例第6号)第6条に規定する基本報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年高石市条例第6号)第6条に規定する基本報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。
第4条改正	
一般職の職員の給与に関する条例	
新	旧
<u>(定年前再任用短時間勤務職員の給料)</u> 第3条の2 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年高石市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により任命権者が定めた当該職員の勤務時間を同条第1項の規定により任命権者が定めた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。 (降格) 第8条 略 2 前項の規定により定められる職員の号給が<u>部内の他の職員との均衡を著しく失すると認めるとき又は法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等による降格をさせたときは、前項の規定にかかわらずその者の給料月額を決定することができる。</u>	<u>(再任用職員の給料)</u> 第3条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。 2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年高石市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により任命権者が定めた当該職員の勤務時間を同条第1項の規定により任命権者が定めた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。 (降格) 第8条 略 2 前項の規定により定められる職員の号給が、<u>部内の他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは、前項の規定にかかわらずその者の給料月額を決定することができる。</u>

(通勤手当) 第15条の4 略 2 略 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の範囲内で市長が定める。 4～7 略 (時間外勤務手当) 第17条 略 2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が市長が定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。 3～5 略 (期末手当) 第22条 略 2 略 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4 略 5 給料表の適用を受ける職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この項において同じ。）でその職務の級が4級以上である職員及びその他の職員で職務の複雑、困難、責任の度等を考慮してこれに相当する職員として市長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の級等に応じて市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 略 (勤勉手当) 第23条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額	(通勤手当) 第15条の4 略 2 略 3 <u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の範囲内で市長が定める。 4～7 略 (時間外勤務手当) 第17条 略 2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が市長が定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。 3～5 略 (期末手当) 第22条 略 2 略 3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4 略 5 給料表の適用を受ける職員（<u>再任用職員</u>を除く。以下この項において同じ。）でその職務の級が4級以上である職員及びその他の職員で職務の複雑、困難、責任の度等を考慮してこれに相当する職員として市長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で職務の級等に応じて市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 6 略 (勤勉手当) 第23条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
---	---

3～5 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第24条の2 第14条、第15条及び第15条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～29 略

(特定日後における給料月額の特例)

30 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第32項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。

31 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年高石市条例第10号)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

32 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第34項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第30項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第30項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

33 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第4項の規定により格付された当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第4項の規定により格付された当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3～5 略

(再任用職員についての適用除外)

第24条の2 第14条、第15条及び第15条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

1～29 略

- 3 4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第30項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第32項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 3 5 附則第32項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第30項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 3 6 附則第32項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第5項（第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第22条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第32項、第34項又は第35項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 3 7 附則第30項から前項までに定めるもののほか、附則第30項の規定による給料月額、附則第32項の規定による給料その他附則第30項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第3条第1項関係）

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>定年前再任用短時間勤務職員以外</u> の職員	略	略	略	略	略	略	略	略
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>
		187,700	251,400	255,200	274,600	315,100	356,800	389,900

第5条改正

高石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

新
（給与の種類）
第2条 企業職員で常時勤務を要する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める者の給与の種類は、給料及び手当とする。
2～4 略

別表第1（第3条第1項関係）

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用職員以外</u> の職員	略	略	略	略	略	略	略	略
<u>再任用職員</u>		187,700	251,400	255,200	274,600	315,100	356,800	389,900

旧
（給与の種類）
第2条 企業職員で常時勤務を要する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める者の給与の種類は、給料及び手当とする。
2～4 略

第 6 条改正

高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新	旧
(勤務時間) 第 2 条 略 2 法第22条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、1 週間について32時間を超えない範囲内において任命権者が市長の承認を得て定める。 (勤務を要しない日及び勤務時間の割振り) 第 2 条の 2 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において、勤務を要しない日を設けることができる。 2 前条の勤務時間は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの 5 日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 8 時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 3・4 略 (年次休暇) 第 8 条 職員には、1 年を通じ20日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市長が定める日数）の年次休暇を与える。 2 略 (組合休暇) 第 1 2 条 略 2 組合休暇は、1 年を通じ30日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し30日を超えない範囲内で市長が定める日数）を超えて与えることはできない。 (非常勤職員等の勤務時間等) 第 1 3 条 常勤を要しない職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）及び臨時的任用職員の勤務時間等については、市長が別に定める。	(勤務時間) 第 2 条 略 2 法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、1 週間について32時間を超えない範囲内において任命権者が市長の承認を得て定める。 (勤務を要しない日及び勤務時間の割振り) 第 2 条の 2 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において、勤務を要しない日を設けることができる。 2 前条の勤務時間は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの 5 日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 8 時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 3・4 略 (年次休暇) 第 8 条 職員には、1 年を通じ20日（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市長が定める日数）の年次休暇を与える。 2 略 (組合休暇) 第 1 2 条 略 2 組合休暇は、1 年を通じ30日（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し30日を超えない範囲内で市長が定める日数）を超えて与えることはできない。 (非常勤職員等の勤務時間等) 第 1 3 条 常勤を要しない職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）及び臨時的任用職員の勤務時間等については、市長が別に定める。

第 7 条改正

職員の退職手当に関する条例

新	旧
---	---

第5条第1項	略	略
略	略	略

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	略
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
略	略	略

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下第9条第4項において「休職月等」という。）のうち市長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、

		その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条第1項	略	略
略	略	略

(勸奨の記録)

第6条の2 任命権者は、勸奨を受けて退職した者に係る記録を作成しなければならない。

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する <u>第4条又は第5条</u>
	退職日給料月額	略
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する <u>第4条又は第5条の</u>
略	略	略

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち市長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(6) 略

2～5 略

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第10条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて市長の指定する勤続期間の通算制度を有する地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）の職員、地方公社職員又は、公庫等（法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）の職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後、引き続いて再び職員となつた者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2～7 略

(失業者の退職手当)

第13条 略

2・3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長の定める理由によるものである職員が当該退職後の一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長の定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～8 略

9 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就職促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(6) 略

2～5 略

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第10条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて市長の指定する勤続期間の通算制度を有する地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）の職員、地方公社職員又は、公庫等（法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）の職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後、引き続いて再び職員となつた者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2～7 略

(失業者の退職手当)

第13条 略

2・3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長の定める理由によるものである職員が、当該退職後の一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長の定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5～8 略

9 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就職促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

10～15 略

附 則

1・2 略

(在職者の特例)

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第9項から第11項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

(長期在職者の特例)

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第11項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

(在職者の整理退職等の特例)

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第10項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

10～15 略

附 則

1・2 略

(在職者の特例)

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

(長期在職者の特例)

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

(在職者の整理退職等の特例)

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

(経過規定)

6 前3項の適用については、昭和60年3月31日から昭和61年3月31日までの間においては、附則第3項中「100分の110」とあるのは「100分の115」と、附則第4項中「38年」とあるのは「40年」とする。

(昭和60年3月31日に退職する職員の特例)

7 昭和60年3月31日に退職する職員のうち、退職の日の年齢が61歳以上である職員の勤続期間の計算については、第9条第1項の規定にかかわらず、当該職員が年齢61歳に達した日の属する月（昭和51年4月1日において、現に在職していた年齢61歳以上の職員については、昭和51年4月）の翌月以降の在職期間は、除くものとする。

(地方公務員法第28条の3の規定による勤続期間の特例)

8 この条例の施行日において、既に61歳以上に達している者が、地方公務員法第28条の3の規定により引き続き勤務した場合における勤続期間の計算については、第9条第1項の規定にかかわらず、当該職員が年齢61歳に達した日の属する月（昭和51年4月1日において、現に在職していた年齢61歳以上の職員については、昭和51年4月）の翌月以降から施行日まで

6・7 略

(令和7年3月31日以前に退職した職員の特例)

8 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第8項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

(60歳に達した日以後に退職した職員の特例)

9 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第9項」とする。

10 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第10項」とする。

(給料月額の変額改定の特例)

11 一般職の職員の給与に関する条例附則第30項の規定による職員の給料月額の変額改定は、給料月額の変額改定に該当しないものとする。

の在職期間は、除くものとする。

9・10 略

(令和4年3月31日以前に退職した職員の特例)

11 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第8項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

第8条改正

高石市職員の育児休業等に関する条例

新	旧
(育児休業をすることができない職員) 第2条 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(4) 略</u> (部分休業をすることができない職員) 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）とする。 (部分休業の承認) 第9条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 略	(育児休業をすることができない職員) 第2条 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 略</u> (部分休業をすることができない職員) 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）とする。 (部分休業の承認) 第9条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 略

第9条改正

高石市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

新	旧
(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 略 (3) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（任命権者が特別の理由があると認める職員を除く。）</u> (4) 略 <u>(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u>	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）</u> (2) 略 (3) <u>地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（任命権者が特別の理由があると認める職員を除く。）</u> (4) 略

(6) 略 3 略	(5) 略 3 略
第 1 0 条改正	
高石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	
新 (報告事項) 第 3 条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(12) 略	旧 (報告事項) 第 3 条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(12) 略
第 1 1 条改正	
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年高石市条例第 3 号）	
新 附 則 1 略 (経過措置) 2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高石市条例第26号。以下「平成18年改正給与条例」という。）附則第 6 項に規定する差額を含む。）を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条から第 5 条の 3 まで、第 7 条及び附則第 3 項から第 5 項まで並びに附則第 9 項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成16年高石市条例第 5 号。以下この項及び第 4 項において「平成16年改正条例」という。）附則第14項の規定により計算した退職手当の額が職員の退職手当に関する条例第 2 条の 3 から第 5 条の 3 まで及び第 7 条から第 7 条の 5 まで並びに附則第 3 項から第 5 項まで、附則第 6 項、附則第 7 項並びに附則第 9 項の規定による改正後の平成16年改正条例附則第14項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわ	旧 附 則 1 略 (経過措置) 2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高石市条例第26号。以下「平成18年改正給与条例」という。）附則第 6 項に規定する差額を含む。）を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条から第 5 条の 3 まで、第 7 条及び附則第 3 項から第 5 項まで並びに附則第 9 項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成16年高石市条例第 5 号。以下この項及び第 4 項において「平成16年改正条例」という。）附則第14項の規定により計算した退職手当の額が新条例第 2 条の 3 から第 5 条の 3 まで及び第 7 条から第 7 条の 5 まで並びに附則第 3 項から第 5 項まで、附則第 6 項、附則第 7 項並びに附則第 9 項の規定による改正後の平成16年改正条例附則第14項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつ

らず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 3～8 略	てその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 3～8 略
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第7条中職員の退職手当に関する条例第13条第4項及び第9項の改正規定並びに同条例附則第11項の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。）並びに附則第22項及び第31項の規定 公布の日 (2) 第7条中職員の退職手当に関する条例第4条第1項の改正規定、同条例第5条第1項の改正規定、同条例第5条の3の改正規定（「59歳に達する日の属する年度末」を「定年に達する日から6月前」に、「10年」を「15年」に改める部分を除く。）、同条例第6条の2を削る改正規定及び同条例第7条の3の改正規定 令和6年4月1日 (高石市職員の再任用に関する条例の廃止) 2 高石市職員の再任用に関する条例（平成13年高石市条例第15号）は、廃止する。 (勤務延長に関する経過措置) 3 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。 4 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市長が定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務して	

いる職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該市長が定める職にあっては、市長が定める職員）を昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第3項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第12項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

（2） 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務した後退職した者

（3） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

（4） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第11項又は第12項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの

7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

（2） 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

（3） 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

（4） 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

8 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

9 暫定再任用職員（附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

10 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

11 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条約定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条約定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条約定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条約定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条約定年をいう。第20項において同じ。）に達しているもの（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

13 前2項の場合においては、附則第8項から第10項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職 1 5 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。 (令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢) 1 6 令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。 (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職 (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職 1 7 令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。 (令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員) 1 8 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下次項及び附則第19項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。 (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。） (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。） 1 9 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。 2 0 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。 (定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置) 2 1 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年で	
---	--

ある短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市長が定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該市長が定める短時間勤務の職にあつては、市長が定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該市長が定める短時間勤務の職にあつては、市長が定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

22 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(職員の勤務延長に係る給与に関する経過措置)

23 第4条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第30項から第37項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に係る給与に関する経過措置)

24 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下この項、附則第26項及び第28項において「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第3条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により定められた当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

25 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下この項から附則第28項までにおいて「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を市長が定める時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

26 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第22条第3項、第23条第2項及び第24条の2の規定を適用する。

27 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第3条の2、第15条の4第3項及び第17条第2項の規定を適用する。 28 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、市長が定める。 （暫定再任用職員の勤務時間等の経過措置） 29 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第6条の規定による改正後の高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下この項において「新勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。 （退職手当に関する経過措置） 30 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。 31 新退職手当条例第13条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に新退職手当条例第13条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。	
--	--

議案第 5 号

高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額を政令の規定に準じて引き上げるため、標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

（高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第1条 高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年高石市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条中「525円06銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。
（高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年高石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例新旧対照表

第 1 条改正	
高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例	
新	旧
(選挙運動用自動車の使用の公費の支払) 第 4 条 略 (1) 略 (2) 略 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第 4 項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第 5 項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ 略 (選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第 9 条 高石市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙	(選挙運動用自動車の使用の公費の支払) 第 4 条 略 (1) 略 (2) 略 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第 4 項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第 5 項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ 略 (選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第 9 条 高石市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙

運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第７条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に對し支払う。	運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円06銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第７条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に對し支払う。
--	--

第２条改正

高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

新	旧
（選挙運動用ビラの作成の公費の支払） 第４条 高石市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に對し支払う。 （公費負担の限度額） 第５条 第２条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者１人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。 附 則 （施行期日） １ この条例は、公布の日から施行する。 （適用区分） ２ この条例による改正後の高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高石市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その	（選挙運動用ビラの作成の公費の支払） 第４条 高石市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に對し支払う。 （公費負担の限度額） 第５条 第２条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者１人について、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。

期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 6 号

高石市立高師浜総合運動施設条例の一部を改正する条例制定について

高石市立高師浜総合運動施設条例の一部を改正する条例を裏面のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 高石市立高師浜総合運動施設において、スケートボード場を設置するため、
標題の条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、
議会の議決を求めるものである。

高石市立高師浜総合運動施設条例の一部を改正する条例

高石市立高師浜総合運動施設条例（令和２年高石市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「キャンプ場」を「スケートボード場」に改める。

別表第１中

「

キャンプ場	日帰り（午前９時から午後５時まで）	小・中学生　１人	100円
		一般（高校生以上）　１人	200円
	宿泊（午後３時から翌日の午後２時まで）	小・中学生　１人	200円
		一般（高校生以上）　１人	400円

」

を

「

スケートボード場	個人	１人１回	550円
	専用	１日	55,000円

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の高石市立高師浜総合運動施設条例第５条から第12条までの規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

高石市立高師浜総合運動施設条例新旧対照表

新	旧																																											
(施設の構成) 第3条 総合運動施設は、次に掲げる施設をもって構成する。 (1) 運動施設（運動広場・テニス場・野球場・<u>スケートボード場</u>・管理棟） (2)・(3) 略 別表第1（第9条関係） 運動施設の利用料金表 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>利用料金</th></tr><tr><th>略</th><th>略</th><th>略</th><th>略</th></tr><tr><td><u>スケートボード場</u></td><td><u>個人</u></td><td><u>1人1回</u></td><td><u>550円</u></td></tr><tr><td></td><td><u>専用</u></td><td><u>1日</u></td><td><u>55,000円</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> 備考 略 附 則 (施行期日) 1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (準備行為) 2 この条例による改正後の高石市立高師浜総合運動施設条例第5条から第12条までの規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。	区分		単位	利用料金	略	略	略	略	<u>スケートボード場</u>	<u>個人</u>	<u>1人1回</u>	<u>550円</u>		<u>専用</u>	<u>1日</u>	<u>55,000円</u>	略	略	略	略	(施設の構成) 第3条 総合運動施設は、次に掲げる施設をもって構成する。 (1) 運動施設（運動広場・テニス場・野球場・<u>キャンプ場</u>・管理棟） (2)・(3) 略 別表第1（第9条関係） 運動施設の利用料金表 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>利用料金</th></tr><tr><th>略</th><th>略</th><th>略</th><th>略</th></tr><tr><td rowspan="4"><u>キャンプ場</u></td><td rowspan="2"><u>日帰り（午前9時から午後5時まで）</u></td><td><u>小・中学生 1人</u></td><td><u>100円</u></td></tr><tr><td><u>一般（高校生以上） 1人</u></td><td><u>200円</u></td></tr><tr><td rowspan="2"><u>宿泊（午後3時から翌日の午後2時まで）</u></td><td><u>小・中学生 1人</u></td><td><u>200円</u></td></tr><tr><td><u>一般（高校生以上） 1人</u></td><td><u>400円</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> 備考 略	区分		単位	利用料金	略	略	略	略	<u>キャンプ場</u>	<u>日帰り（午前9時から午後5時まで）</u>	<u>小・中学生 1人</u>	<u>100円</u>	<u>一般（高校生以上） 1人</u>	<u>200円</u>	<u>宿泊（午後3時から翌日の午後2時まで）</u>	<u>小・中学生 1人</u>	<u>200円</u>	<u>一般（高校生以上） 1人</u>	<u>400円</u>	略	略	略	略
区分		単位	利用料金																																									
略	略	略	略																																									
<u>スケートボード場</u>	<u>個人</u>	<u>1人1回</u>	<u>550円</u>																																									
	<u>専用</u>	<u>1日</u>	<u>55,000円</u>																																									
略	略	略	略																																									
区分		単位	利用料金																																									
略	略	略	略																																									
<u>キャンプ場</u>	<u>日帰り（午前9時から午後5時まで）</u>	<u>小・中学生 1人</u>	<u>100円</u>																																									
		<u>一般（高校生以上） 1人</u>	<u>200円</u>																																									
	<u>宿泊（午後3時から翌日の午後2時まで）</u>	<u>小・中学生 1人</u>	<u>200円</u>																																									
		<u>一般（高校生以上） 1人</u>	<u>400円</u>																																									
略	略	略	略																																									

議案第 7 号

専決処分の報告について（令和 4 年度高石市一般会計補正予算）

別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 住民税非課税世帯等への価格高騰緊急支援給付金を早期に支給するにあたり、令和 4 年度高石市一般会計予算の補正をする必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、やむを得ず、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年10月12日
高石市長 阪 口 伸 六

令和 4 年度高石市一般会計補正予算

令和４年度高石市一般会計補正予算

令和４年度の高石市一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 457,980千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,447,378千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		6,345,568	457,980	6,803,548
	2. 国庫補助金	2,075,572	457,980	2,533,552
歳 入 合 計		27,989,398	457,980	28,447,378

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民生費		11,497,275	457,980	11,955,255
	1. 社会福祉費	4,978,795	457,980	5,436,775
歳 出 合 計		27,989,398	457,980	28,447,378

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	6,345,568	457,980	6,803,548
歳入合計	27,989,398	457,980	28,447,378

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 民生費	11,497,275	457,980	11,955,255	457,980	0	0	0	0
歳 出 合 計	27,989,398	457,980	28,447,378	457,980	0	0	0	0

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民生費国庫補助金	526,035	457,980	984,015	1. 社会福祉費補助金	457,980	住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付事業費補助金 425,000 住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付事務費補助金 32,980
計	2,075,572	457,980	2,533,552			

3 歳 出

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分		金 額		
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉総務費	2,705,393	457,980	3,163,373	457,980					1. 報酬	2,511	住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金給付事業費 457,980 1 報酬 2,511 会計年度任用職員報酬 2,511 3 職員手当等 3,164 期末手当 381 時間外勤務手当 2,528 管理職員特別勤務手当 255 8 旅費 75 費用弁償 75 10 需用費 1,900 消耗品費 1,500 印刷製本費 400 11 役務費 7,300 通信運搬費 2,625 手数料 4,675 12 委託料 17,030 窓口業務委託料 12,000 内線電話機新設業務委託料 30 システム改修等業務委託料 5,000 13 使用料及び賃借料 1,000 機器借上料 1,000 18 負担金補助及び交付金 425,000	
									3. 職員手当等	3,164		
									8. 旅費	75		
									10. 需用費	1,900		
									11. 役務費	7,300		
									12. 委託料	17,030		
									13. 使用料及び賃借料	1,000		
									18. 負担金補助及び交付金	425,000		

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
											住民税非課税世帯等に対する 価格高騰緊急支援給付金 425,000
計	4,978,795	457,980	5,436,775	457,980							

[I] 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (347) 295	千円 582,409	千円 1,149,462	千円 1,064,937	千円 2,796,808	千円 574,888	千円 3,371,696	
補正前	(344) 295	579,898	1,149,462	1,061,773	2,791,133	574,888	3,366,021	
比 較	(3) 0	2,511	0	3,164	5,675	0	5,675	

()内は再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当	管理職員特別勤務手当	時間外勤務手当
		千円	千円	千円
	補正後	407,446	1,512	62,252
	補正前	407,065	1,257	59,724
	比 較	381	255	2,528

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	人 (9) 295	千円 -	千円 1,149,462	千円 946,184	千円 2,095,646	千円 448,223	千円 2,543,869	
補 正 前	(9) 295	-	1,149,462	943,401	2,092,863	448,223	2,541,086	
比 較	(0) 0	-	0	2,783	2,783	0	2,783	

()内は再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	管理職員特別勤務手当	時間外勤務手当
		千円	千円
	補 正 後	1,512	62,252
	補 正 前	1,257	59,724
	比 較	255	2,528

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	人 (338) -	千円 582,409	千円 -	千円 118,753	千円 701,162	千円 126,665	千円 827,827	
補 正 前	(335) -	579,898	-	118,372	698,270	126,665	824,935	
比 較	(3) -	2,511	-	381	2,892	0	2,892	

()内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の 内訳	区 分	期末手当
		千円
	補 正 後	118,753
	補 正 前	118,372
	比 較	381

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	千円 3,164	その他の増減分 千円 3,164	その他の増減	3,164 千円

議案第 8 号

令和 4 年度高石市一般会計補正予算

令和４年度高石市一般会計補正予算

令和４年度の高石市一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 157,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,605,228千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条 債務負担行為の追加は、「第２表 債務負担行為補正」による。

令和４年１１月３０日提出
高石市長 阪 口 伸 六

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		6,803,548	108,846	6,912,394
	2. 国庫補助金	2,533,552	108,846	2,642,398
17. 寄附金		50,700	1,000	51,700
	1. 寄附金	50,700	1,000	51,700
18. 繰入金		770,139	31,536	801,675
	2. 基金繰入金	745,137	31,536	776,673
20. 諸収入		581,649	16,468	598,117
	4. 雑入	560,274	16,468	576,742
歳 入	合 計	28,447,378	157,850	28,605,228

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		2,155,361	16,490	2,171,851
	1. 総務管理費	1,734,032	16,490	1,750,522
3. 民生費		11,955,255	21,247	11,976,502
	1. 社会福祉費	5,436,775	3,193	5,439,968
	2. 児童福祉費	4,701,467	18,054	4,719,521
4. 衛生費		2,683,559	19,097	2,702,656
	1. 保健衛生費	1,972,336	19,097	1,991,433
7. 商工費		483,193	84,542	567,735
	1. 商工費	483,193	84,542	567,735
8. 土木費		3,657,703	3,103	3,660,806
	5. 都市計画費	3,027,090	3,103	3,030,193
10. 教育費		2,425,278	13,371	2,438,649
	2. 小学校費	616,812	7,212	624,024
	3. 中学校費	314,117	3,688	317,805
	5. 社会教育費	645,225	2,471	647,696
歳 出 合 計		28,447,378	157,850	28,605,228

第 2 表 債務負担行為補正

1. 債務負担行為の追加

事 項	期 間	限 度 額
高石市立老人福祉センター指定管理者委託事業	令和5年度から令和7年度	千円 136,380

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	6,803,548	108,846	6,912,394
17. 寄附金	50,700	1,000	51,700
18. 繰入金	770,139	31,536	801,675
20. 諸収入	581,649	16,468	598,117
歳入合計	28,447,378	157,850	28,605,228

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	2,155,361	16,490	2,171,851	0	0	0	0	16,490
3. 民生費	11,955,255	21,247	11,976,502	13,711	0	0	1,000	6,536
4. 衛生費	2,683,559	19,097	2,702,656	0	0	0	16,468	2,629
7. 商工費	483,193	84,542	567,735	84,270	0	0	0	272
8. 土木費	3,657,703	3,103	3,660,806	0	0	0	0	3,103
10. 教育費	2,425,278	13,371	2,438,649	10,865	0	0	0	2,506
歳 出 合 計	28,447,378	157,850	28,605,228	108,846	0	0	17,468	31,536

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	427,623	108,846	536,469	1. 総務管理費補助金	108,846	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 108,846
計	2,533,552	108,846	2,642,398			

(款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金

1. 指定寄附金	50,700	1,000	51,700	1. 指定寄附金	1,000	福祉指定寄附金 1,000
計	50,700	1,000	51,700			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	537,298	31,536	568,834	1. 財政調整基金繰入金	31,536	財政調整基金繰入金 31,536
計	745,137	31,536	776,673			

(款) 20. 諸収入 (項) 4. 雑入

1. 雑入	560,274	16,468	576,742	1. 実費弁償金	16,468	老人保健施設等電気料弁償金 16,468
計	560,274	16,468	576,742			

3 歳 出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
9. 財産管理費	252,271	14,001	266,272					14,001	10. 需用費	14,001	庁舎管理費 14,001
											10 需用費 14,001
											光熱水費 14,001
12. 人権推進費	6,065	902	6,967					902	10. 需用費	340	人権推進費 902
											10 需用費 340
									11. 役務費	105	消耗品費 281
											印刷製本費 59
									13. 使用料及び賃借料	457	11 役務費 105
											通信運搬費 105
											13 使用料及び賃借料 457
											機器借上料 330
											施設使用料 127
15. 複合施設費	17,581	1,587	19,168					1,587	10. 需用費	1,587	複合コミュニティセンター費 1,587
											10 需用費 1,587
											光熱水費 1,587
計	1,734,032	16,490	1,750,522					16,490			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

5. 複合施設費	66,670	3,193	69,863					3,193	10. 需用費	3,193	羽衣複合施設費 3,193
											10 需用費 3,193
											光熱水費 3,193
計	5,436,775	3,193	5,439,968					3,193			

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源				一般財源	区分	金額		
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他					
2. 保育所費	2,435,943	16,409	2,452,352	13,711			1,000	1,698	10. 需用費	1,654	保育所管理費	1,654
									17. 備品購入費	1,000	10 需用費	1,654
											光熱水費	1,654
											保育所事業費	1,000
											17 備品購入費	1,000
											器具費	1,000
18. 負担金補助及び交付金	13,755	施設給付費	13,755									
		18 負担金補助及び交付金	13,755									
		私立保育所等運営費補助金	13,755									
3. 児童発達支援センター費	450,039	1,645	451,684					1,645	10. 需用費	1,645	児童発達支援センター費	1,645
											10 需用費	1,645
											光熱水費	1,645
計	4,701,467	18,054	4,719,521	13,711			1,000	3,343				

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

3. 健康推進費	475,933	19,097	495,030				16,468	2,629	10. 需用費	19,097	保健センター管理費 19,097
											10 需用費 19,097
											光熱水費 19,097
計	1,972,336	19,097	1,991,433				16,468	2,629			

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

2. 商工業振興費	426,595	84,542	511,137	84,270				272	12. 委託料	84,542	商工業振興費 84,542
											12 委託料 84,542
											市内消費活性化事業委託料 84,542

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
計	483,193	84,542	567,735	84,270				272			

(款) 8. 土木費 (項) 5. 都市計画費

3. 公共下水道費	900,000	3,103	903,103					3,103	18. 負担金補助及び交付金	3,103	下水道事業費	3,103
											18 負担金補助及び交付金	3,103
											下水道事業会計繰出金	3,103
計	3,027,090	3,103	3,030,193					3,103				

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	565,895	7,212	573,107	7,189				23	10. 需用費	7,212	学校給食費	7,212
											10 需用費	7,212
											賄材料費	7,212
計	616,812	7,212	624,024	7,189				23				

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	266,478	3,688	270,166	3,676				12	10. 需用費	3,688	学校給食費	3,688
											10 需用費	3,688
											賄材料費	3,688
計	314,117	3,688	317,805	3,676				12				

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
2. 公民館費	44,096	2,471	46,567					2,471	10. 需用費	2,471	公民館管理費 2,471
											10 需用費 2,471
											光熱水費 2,471
計	645,225	2,471	647,696					2,471			

[I] 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国府支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
高石市立老人福祉センター指定管理者委託事業	136,380			令和5年度 から 令和7年度	限度額に同じ				136,380

議案第 9 号

令和 4 年度高石市水道事業会計補正予算

令和４年度高石市水道事業会計補正予算（第１号）

第１条 令和４年度高石市水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条 令和４年度高石市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第１款 事業費	1,131,391 千円	2,282 千円	1,133,673 千円
第１項 営業費用	1,099,561 千円	2,282 千円	1,101,843 千円

令和４年11月30日提出

高 石 市 長 阪 口 伸 六

令和4年度高石市水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21. 事 業 費			1, 131, 391	2, 282	1, 133, 673	
	1. 営 業 費 用		1, 099, 561	2, 282	1, 101, 843	
		5. 原水及び浄水費	630, 622	2, 282	632, 904	

令和4年度高石市水道事業会計予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		741,446
ロ 建物	628,311	
減価償却累計額	<u>△ 425,120</u>	203,191
ハ 構築物	712,420	
減価償却累計額	<u>△ 599,664</u>	112,756
ニ 機械及び装置	1,081,146	
減価償却累計額	<u>△ 636,156</u>	444,990
ホ 量水器	67,393	
減価償却累計額	<u>△ 21,604</u>	45,789
ヘ 車両運搬具	19,427	
減価償却累計額	<u>△ 10,542</u>	8,885
ト 工具、器具及び備品	22,075	
減価償却累計額	<u>△ 19,265</u>	2,810
チ 送配水管	7,400,084	
減価償却累計額	<u>△ 3,531,811</u>	3,868,273
リ 建設仮勘定		<u>47,234</u>

有形固定資産合計

5,475,374

固定資産合計

5,475,374

2 流動資産

(1) 現金預金

1,990,559

(2) 未収金

202,678

貸倒引当金

△ 3,615

199,063

(3) 貯蔵品

29,546

流動資産合計

2,219,168

資産合計

7,694,542

(単位：千円)

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充て るための企業債	<u>1,884,768</u>	1,884,768	
企業債合計			
(2) 引当金			
イ 修繕引当金	27,520		
ロ 退職給付引当金	<u>177,923</u>		
引当金合計		<u>205,443</u>	
固定負債合計			2,090,211
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充て るための企業債	<u>106,168</u>	106,168	
企業債合計			
(2) 未払金		343,854	
(3) 預り金		104,032	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>7,797</u>		
引当金合計		<u>7,797</u>	
流動負債合計			561,851
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		2,206,868	
収益化累計額		<u>△ 1,480,739</u>	
繰延収益合計			<u>726,129</u>
負債合計			<u><u>3,378,191</u></u>

	資 本 の 部		
6 資本金			1, 388, 394
7 剰余金			
（1）資本剰余金			
イ 工事負担金	61, 925		
ロ 受贈財産評価額	49, 467		
資本剰余金合計		111, 392	
（2）利益剰余金			
イ 減債積立金	109, 000		
ロ 建設改良積立金	98, 717		
ハ 当年度未処分利益剰余金	2, 608, 848		
利益剰余金合計		2, 816, 565	
剰余金合計			2, 927, 957
資本合計			4, 316, 351
負債資本合計			7, 694, 542

令和４年度高石市水道事業会計補正予算キャッシュ・フロー計算書
(令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで)

(単位：千円)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	129,699	△2,074	127,625
減価償却費	210,555	0	210,555
資産減耗費	19,000	0	19,000
退職給付引当金の増加額	2,873	0	2,873
賞与引当金等の減少額	△1,686	0	△1,686
貸倒引当金等の増加額	708	0	708
長期前受金戻入額	△39,091	0	△39,091
受取利息及び配当金	△20	0	△20
支払利息及び企業債取扱諸費	16,017	0	16,017
営業及び営業外未収金増加額	△22,431	0	△22,431
たな卸資産の増加額	△830	0	△830
営業及び営業外未払金・未払費用増加	1,941		
小計	316,735	△2,074	314,661
受取利息及び配当金	20	0	20
支払利息及び企業債取扱諸費	△16,017	0	△16,017
業務活動によるキャッシュ・フロー	300,738	△2,074	298,664
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産取得・建設改良事業等実施額	△682,498	0	△682,498
工事負担金による収入	7,798	0	7,798
固定資産売却代金による収入	9	0	9
投資活動によるキャッシュ・フロー	△674,691	0	△674,691

(単位：千円)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良等の財源に充てるための企業債 による収入	261,700	0	261,700
建設改良等の財源に充てるための企業債 償還による支出	△106,168	0	△106,168
財務活動によるキャッシュ・フロー	155,532	0	155,532
資金増減額	△218,421	△2,074	△220,495
資金期首残高	2,211,054	0	2,211,054
資金期末残高	1,992,633	△2,074	1,990,559

令和4年度高石市水道事業会計補正予算実施計画説明書

収益的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21. 事業費			1,131,391	2,282	1,133,673	
1. 営業費用			1,099,561	2,282	1,101,843	
	1. 原水及び浄水費		630,622	2,282	632,904	
		16. 動力費	11,241	2,282	13,523	電気料金

議案第 1 0 号

令和 4 年度高石市下水道事業会計補正予算

令和4年度高石市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和4年度高石市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度高石市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業収益	2,407,599 千円	3,103 千円	2,410,702 千円
第1項 営業収益	1,547,054 千円	3,103 千円	1,550,157 千円

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業費用	2,065,901 千円	7,633 千円	2,073,534 千円
第1項 営業費用	1,830,717 千円	7,633 千円	1,838,350 千円

令和4年11月30日提出

高石市長 阪 口 伸 六

令和4年度高石市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
11. 下水道事業 収 益			2,407,599	3,103	2,410,702	
	1. 営 業 収 益		1,547,054	3,103	1,550,157	
		2. 他会計負担金	698,000	3,103	701,103	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21. 下水道事業 費 用			2,065,901	7,633	2,073,534	
	1. 営 業 費 用		1,830,717	7,633	1,838,350	
		2. ポ ン プ 場 費	171,051	7,633	178,684	

令和4年度高石市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		382,925	
ロ 建物	3,400,581		
減価償却累計額	<u>△ 2,747,085</u>	653,496	
ハ 構築物	49,940,379		
減価償却累計額	<u>△ 23,392,580</u>	26,547,799	
ニ 機械及び装置	8,547,427		
減価償却累計額	<u>△ 5,839,079</u>	2,708,348	
ホ 車両、運搬具	1,566		
減価償却累計額	<u>△ 1,488</u>	78	
ヘ 工具、器具及び備品	3,253		
減価償却累計額	<u>△ 3,092</u>	161	
ト リース資産	9,164		
減価償却累計額	<u>△ 3,865</u>	5,299	
有形固定資産合計			30,298,106

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		<u>751,121</u>	
無形固定資産合計			<u>751,121</u>

固定資産合計 31,049,227

2 流動資産

(1) 現金預金

553,013

(2) 未収金

219,208

貸倒引当金

△ 1,653

217,555

流動資産合計

770,568

資産合計

31,819,795

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充て るための企業債	<u>12,180,520</u>		
	企業債合計		12,180,520	
(2)	リース債務		3,839	
(3)	引当金			
	イ 退職給付引当金	<u>5,391</u>		
	引当金合計		<u>5,391</u>	
	固定負債合計			12,189,750
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充て るための企業債	<u>1,146,355</u>		
	企業債合計		1,146,355	
(2)	リース債務		1,160	
(3)	未払金		366,382	
(4)	預り金		9,791	
(5)	引当金		<u>5,034</u>	
	流動負債合計			1,528,722
5	繰延収益			
(1)	長期前受金		42,817,334	
	収益化累計額		<u>△ 26,568,702</u>	
	繰延収益合計			<u>16,248,632</u>
	負債合計			<u><u>29,967,104</u></u>

(単位：千円)

資 本 の 部

6 資本金			535,843
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	382,925		
資本剰余金合計		382,925	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	933,923		
利益剰余金合計		933,923	
剰余金合計			1,316,848
資本合計			1,852,691
負債資本合計			31,819,795

令和４年度高石市下水道事業会計補正予算キャッシュ・フロー計算書
(令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで)

(単位：千円)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	334,821	△3,836	330,985
減価償却費	1,106,037	0	1,106,037
退職給付引当金の増加額	838	0	838
賞与引当金等の減少額	△211	0	△211
貸倒引当金の増加額	45	0	45
長期前受金戻入額	△824,127	0	△824,127
支払利息及び企業債取扱諸費	186,168	0	186,168
営業及び営業外未収金増加額	△22,159	0	△22,159
営業及び営業外未払金・未払費用の増加額	△8,506	0	△8,506
小計	772,906	△3,836	769,070
支払利息及び企業債取扱諸費	△186,168	0	△186,168
業務活動によるキャッシュ・フロー	586,738	△3,836	582,902
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産取得・建設改良事業等実施額	△1,065,924	0	△1,065,924
圧縮記帳分	△49,455	0	△49,455
リース消費税	487	0	487
国・府補助金による収入	431,588	0	431,588
他会計補助金による収入	181,000	0	181,000
工事負担金による収入	10,529	0	10,529
投資活動に伴う未収金等の債権の減少額	△293	0	△293
投資活動に伴う未払金等の債務の増加額	101,412	0	101,412
投資活動によるキャッシュ・フロー	△390,656	0	△390,656

(単位：千円)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良等の財源に充てるための企業債 による収入	1,137,700	0	1,137,700
建設改良等の財源に充てるための企業債 償還による支出	△1,147,201	0	△1,147,201
リースによる支払	△976	0	△976
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,477	0	△10,477
資金増減額	185,605	△3,836	181,769
資金期首残高	371,244	0	371,244
資金期末残高	556,849	△3,836	553,013

令和4年度高石市下水道事業会計補正予算実施計画説明書

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
11. 下水道事業収益			2,407,599	3,103	2,410,702	
1. 営業収益			1,547,054	3,103	1,550,157	
	2. 他会計負担金		698,000	3,103	701,103	
		1. 維持管理費負担金	698,000	3,103	701,103	雨水処理維持管理等に要する一般会計負担金

支 出

(単位：千円)

款・項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21. 下水道事業費用			2,065,901	7,633	2,073,534	
1. 営業費用			1,830,717	7,633	1,838,350	
	2. ポンプ場費		171,051	7,633	178,684	
		15. 動力費	22,937	7,633	30,570	電気料金

提案理由 高石市立老人福祉センターの指定管理者を指定するにつき、地方自治法第 24 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 12 号

指定管理者の指定について（高石市立高石駅前自動車駐車場等）

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 4 年 11 月 30 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

記

1. 施設の名称 高石市立高石駅前自動車駐車場
 高石市自転車駐車場
2. 指定管理者 所在地 高石市綾園 1 丁目 9 番 1 号
 名 称 高石都市開発・近鉄ファシリティーズ共同事業体
3. 管理を行わせる期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

提案理由 高石市立高石駅前自動車駐車場及び高石市自転車駐車場の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

報告第1号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

裏面のとおり専決処分したので報告する。

令和4年11月30日提出
高石市長 阪 口 伸 六

提案理由 地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

專 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和4年10月5日
高石市長 阪口伸六

損害賠償額の決定について

市は、次のとおり損害賠償する。

1 賠償の理由

令和４年９月６日、高石警察署駐車場において発生した接触事故について、国家賠償法第１条第１項の規定により損害賠償するもの。

2 賠償する相手方



3 賠償金額

金137,400円

4 賠償の方法

現金支払

報告第 2 号

寄附金収受の報告について

次のとおり寄附金を収受したので報告する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出
高石市長 阪 口 伸 六

記

寄 附 者	
	様
寄附金額	1, 0 0 0, 0 0 0 円
寄附目的	指定寄附（福祉）

監査委員報告第 1 号

例月現金出納検査結果報告

例月現金出納検査結果について別紙のとおり報告する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

高石市監査委員	原	正	人
同	二	瓶	貴 博

高石監査第88号
令和4年11月4日

高石市議会議長 森 博英 様

高石市監査委員 原 正 人
同 二 瓶 貴 博

例月現金出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和4年7月分及び8月分の現金出納検査を執行したので、同条第3項の規定により、その結果報告を次のとおり提出します。

記

- | | | |
|---|-------|----------------------------|
| 1 | 検査年月日 | 令和4年 9月29日
令和4年10月28日 |
| 2 | 検査対象 | 一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計 |

検査の結果

1. 一般会計、国民健康保険特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計

① 計数の検査

会計管理者から提出された、令和4年7月末日及び8月末日現在の別紙収支計算書に基づいて、会計諸帳簿、証書類及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

2. 水道事業会計、下水道事業会計

① 計数の検査

市長から提出された、令和4年7月末日及び8月末日現在の別紙各事業会計試算表に基づいて、収入、支払、振替の各伝票及び現金、預金、有価証券の現在高を照合したところ、各計数はそれぞれ符合し正確であると認める。

② 証書類の検査

証書類について、その執行状況を検査したところ適正と認める。

収 支 計 算 書

令和4年度 令和4年7月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	8,990,252,252	857,950,605	9,848,202,857	5,234,306,906	1,301,398,907	6,535,705,813	3,312,497,044
財政調整基金等繰替							
他会計融資金（国保特会）							
他会計融資金（下水特会）							
他会計融資金（墓地特会）							
他会計融資金（介護特会）							
歳計現金（つり銭等）	-360,800		-360,800				-360,800
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	8,989,891,452	857,950,605	9,847,842,057	5,234,306,906	1,301,398,907	6,535,705,813	3,312,136,244
国民健康保険特別会計	1,182,917,711	478,182,230	1,661,099,941	855,224,878	551,549,352	1,406,774,230	254,325,711
歳計現金（つり銭等）	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金							
他会計融資金							
一時借入金	400,000,000		400,000,000				400,000,000
財政調整基金等繰替							
一時繰替金							
小 計	1,582,877,711	478,182,230	2,061,059,941	855,224,878	551,549,352	1,406,774,230	654,285,711
墓地事業特別会計	3,541,000	1,218,500	4,759,500	365,259	171,350	536,609	4,222,891
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	3,541,000	1,218,500	4,759,500	365,259	171,350	536,609	4,222,891
介護保険特別会計	976,829,890	566,405,960	1,543,235,850	844,790,946	433,435,735	1,278,226,681	265,009,169
歳計現金（つり銭等）							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	976,829,890	566,405,960	1,543,235,850	844,790,946	433,435,735	1,278,226,681	265,009,169
後期高齢者医療保険特別会計	138,424,018	67,014,920	205,438,938	94,863,572	55,397,528	150,261,100	55,177,838
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	138,424,018	67,014,920	205,438,938	94,863,572	55,397,528	150,261,100	55,177,838
一般会計＋特別会計 合計	11,691,564,071	1,970,772,215	13,662,336,286	7,029,551,561	2,341,952,872	9,371,504,433	4,290,831,853
歳入歳出外現金	685,294,877	344,829,885	1,030,124,762	619,902,332	362,238,277	982,140,609	47,984,153
総 合 計	12,376,858,948	2,315,602,100	14,692,461,048	7,649,453,893	2,704,191,149	10,353,645,042	4,338,816,006

基金計算書

令和4年度 令和4年7月末現在

(単位：円)

基金名	前月末現在高	当月増減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	2,310,447,962			2,310,447,962
泉北3区公共施設整備基金	12,878,582			12,878,582
福祉基金	45,691,822			45,691,822
保健医療基金	283,525,729			283,525,729
土地開発基金	20,221,607			20,221,607
公共施設整備基金	1,775,971			1,775,971
緑化基金	62,383,407			62,383,407
職員退職手当基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	12,789,975			12,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 （旧取石池関係地区）地区整備基金	7,853,448			7,853,448
奨学基金	75,258,738			75,258,738
文化・スポーツ・国際交流振興基金	41,221,709			41,221,709
石油貯蔵施設立地対策等基金	28,425,900			28,425,900
森林環境譲与税基金	7,315,399			7,315,399
市営浜基地基金	58,284,365			58,284,365
介護保険給付費準備基金	774,416,785			774,416,785
合 計	3,755,861,908			3,755,861,908

収 支 計 算 書

令和4年度 令和4年8月末現在

(単位：円)

会 計 別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計額	当月分	本月末累計額	前月末累計額	当月分	本月末累計額	
一 般 会 計	9,848,202,857	1,292,359,425	11,140,562,282	6,535,705,813	1,515,715,618	8,051,421,431	3,089,140,851
財政調整基金等繰替							
他会計融資金（国保特会）							
他会計融資金（下水特会）							
他会計融資金（墓地特会）							
他会計融資金（介護特会）							
歳計現金（つり銭等）	-360,800		-360,800				-360,800
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	9,847,842,057	1,292,359,425	11,140,201,482	6,535,705,813	1,515,715,618	8,051,421,431	3,088,780,051
国民健康保険特別会計	1,661,099,941	478,318,363	2,139,418,304	1,406,774,230	534,273,186	1,941,047,416	198,370,888
歳計現金（つり銭等）	-40,000		-40,000				-40,000
前年度繰上充用金							
他会計融資金							
一時借入金	400,000,000		400,000,000				400,000,000
財政調整基金等繰替							
一時繰替金							
小 計	2,061,059,941	478,318,363	2,539,378,304	1,406,774,230	534,273,186	1,941,047,416	598,330,888
墓地事業特別会計	4,759,500	1,188,500	5,948,000	536,609	185,647	722,256	5,225,744
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	4,759,500	1,188,500	5,948,000	536,609	185,647	722,256	5,225,744
介護保険特別会計	1,543,235,850	270,917,770	1,814,153,620	1,278,226,681	421,444,436	1,699,671,117	114,482,503
歳計現金（つり銭等）							
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	1,543,235,850	270,917,770	1,814,153,620	1,278,226,681	421,444,436	1,699,671,117	114,482,503
後期高齢者医療保険特別会計	205,438,938	62,062,778	267,501,716	150,261,100	16,367,019	166,628,119	100,873,597
他会計融資金							
一時借入金							
一時繰替金							
小 計	205,438,938	62,062,778	267,501,716	150,261,100	16,367,019	166,628,119	100,873,597
一般会計＋特別会計 合計	13,662,336,286	2,104,846,836	15,767,183,122	9,371,504,433	2,487,985,906	11,859,490,339	3,907,692,783
歳入歳出外現金	1,030,124,762	280,618,558	1,310,743,320	982,140,609	292,249,140	1,274,389,749	36,353,571
総 合 計	14,692,461,048	2,385,465,394	17,077,926,442	10,353,645,042	2,780,235,046	13,133,880,088	3,944,046,354

基金計算書

令和4年度 令和4年8月末現在

(単位：円)

基金名	前月末現在高	当月増減		本月末現在高
		増	減	
財政調整基金	2,310,447,962			2,310,447,962
泉北3区公共施設整備基金	12,878,582			12,878,582
福祉基金	45,691,822			45,691,822
保健医療基金	283,525,729			283,525,729
土地開発基金	20,221,607			20,221,607
公共施設整備基金	1,775,971			1,775,971
緑化基金	62,383,407			62,383,407
職員退職手当基金				
今在家（上池関係地区）地区整備基金	12,789,975			12,789,975
南（長取石池関係地区）地区整備基金	13,370,509			13,370,509
土生・新家・綾井・大園・富木・北・南 （旧取石池関係地区）地区整備基金	7,853,448			7,853,448
奨学基金	75,258,738			75,258,738
文化・スポーツ・国際交流振興基金	41,221,709			41,221,709
石油貯蔵施設立地対策等基金	28,425,900			28,425,900
森林環境譲与税基金	7,315,399			7,315,399
市営浜基地基金	58,284,365			58,284,365
介護保険給付費準備基金	774,416,785			774,416,785
合 計	3,755,861,908			3,755,861,908

水 道 事 業 試 算 表

令和4年7月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
4,950,431,873	10,169,720,046	530,469	有形固定資産	17,543,000	5,219,288,173	
			(減価償却累計額)	(17,543,000)	(5,219,288,173)	
1,700,228,046	2,932,724,156	258,212,776	現金、預金	98,171,903	1,232,496,110	
85,271,867	490,138,117	93,738,660	未 収 金	144,965,333	404,866,250	
-2,455,890	73,323		貸倒引当金		2,529,213	
24,774,525	25,078,861		貯 蔵 品	94,131	304,336	
78,278	792,742		前 払 費 用	1,614	714,464	
400,000,000	400,000,000		短期貸付金			
			有 価 証 券			
64,460,000	64,460,000		前 払 金			
22,419,430	22,419,430	5,485,746	仮払消費税			
			前払消費税			
			仮 払 金			
			企業債(固定負債)		1,728,216,273	1,728,216,273
			リ ー ス 債 務			
			引 当 金		164,961,571	164,961,571
			企業債(流動負債)		107,188,657	107,188,657
	1,411,200	352,800	リ ー ス 債 務		2,944,800	1,533,600
	459,079,007	55,961,116	未 払 金	60,599,188	522,206,836	63,127,829
	287,742,151	37,549,304	預 り 金	105,660,546	393,000,686	105,258,535
	7,236,000	241,840	引 当 金		9,176,586	1,940,586
	1,542	1,187	仮受消費税	9,182,042	32,797,270	32,795,728
	1,472,184,819	3,256,000	繰 延 収 益		2,220,631,733	748,446,914
	(1,472,184,819)	(3,256,000)	(長期前受金収益化累計額)			
			自 己 資 本 金		1,388,393,901	1,388,393,901
			工事負担金		61,925,380	61,925,380
			受贈財産評価額		49,466,969	49,466,969
			他会計補助金			
			減 債 積 立 金	100,000,000	209,000,000	209,000,000
			建設改良積立金	150,000,000	248,716,752	248,716,752
	250,000,000	250,000,000	前年度繰越利益剰余金		2,542,656,328	2,292,656,328
			当年度末処分利益剰余金			
	15,444	11,888	営 業 収 益	88,440,303	319,846,977	319,831,533
			営業外収益	7,412,093	22,897,161	22,897,161
			特 別 利 益			
300,132,559	300,200,159	76,640,028	営 業 費 用		67,600	
18,336	18,336	4,584	営業外費用			
998,693	998,693	83,755	特 別 損 失			
7,546,357,717	16,884,294,026	782,070,153	合 計	782,070,153	16,884,294,026	7,546,357,717

水 道 事 業 試 算 表

令和4年8月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
4,939,167,226	10,175,998,399	6,278,353	有形固定資産	17,543,000	5,236,831,173	
			(減価償却累計額)	(17,543,000)	(5,236,831,173)	
1,669,853,591	3,111,669,263	178,945,107	現金、預金	209,319,562	1,441,815,672	
91,828,926	595,929,702	105,791,585	未 収 金	99,234,526	504,100,776	
-2,455,890	73,323		貸倒引当金		2,529,213	
26,222,950	27,097,761	2,018,900	貯 蔵 品	570,475	874,811	
77,131	792,742		前 払 費 用	1,147	715,611	
400,000,000	400,000,000		短期貸付金			
			有 価 証 券			
97,060,000	97,060,000	32,600,000	前 払 金			
28,051,948	28,051,948	5,632,518	仮払消費税			
			前払消費税			
			仮 払 金			
			企業債(固定負債)		1,728,216,273	1,728,216,273
			リ ー ス 債 務			
			引 当 金		164,961,571	164,961,571
			企業債(流動負債)		107,188,657	107,188,657
	1,764,000	352,800	リ ー ス 債 務		2,944,800	1,180,800
	525,086,606	66,007,599	未 払 金	67,862,282	590,069,118	64,982,512
	394,578,193	106,836,042	預 り 金	76,166,487	469,167,173	74,588,980
	7,236,000		引 当 金		9,176,586	1,940,586
	54,840	53,298	仮受消費税	10,037,697	42,834,967	42,780,127
	1,476,004,917	3,820,098	繰 延 収 益	593,787	2,221,225,520	745,220,603
	(1,476,004,917)	(3,820,098)	(長期前受金収益化累計額)			
			自 己 資 本 金		1,388,393,901	1,388,393,901
			工事負担金		61,925,380	61,925,380
			受贈財産評価額		49,466,969	49,466,969
			他会計補助金			
			減 債 積 立 金		209,000,000	209,000,000
			建設改良積立金		248,716,752	248,716,752
	250,000,000		前年度繰越利益剰余金		2,542,656,328	2,292,656,328
			当年度未処分利益剰余金			
	548,429	532,985	営 業 収 益	99,312,867	419,159,844	418,611,415
			営業外収益	4,589,330	27,486,491	27,486,491
			特 別 利 益			
376,441,461	376,509,061	76,308,902	営 業 費 用		67,600	
22,920	22,920	4,584	営業外費用			
1,047,082	1,047,082	48,389	特 別 損 失			
7,627,317,345	17,469,525,186	585,231,160	合 計	585,231,160	17,469,525,186	7,627,317,345

下 水 道 事 業 試 算 表

令和4年7月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
30,013,517,937	61,279,375,315	1,007,473	有形固定資産	89,809,000	31,265,857,378	
			(減価償却累計額)	(89,809,000)	(31,265,857,378)	
755,422,573	766,542,573		無形固定資産	2,780,000	11,120,000	
222,230,776	805,254,952	40,131,734	現 金、預 金	66,958,787	583,024,176	
167,428,106	462,088,589	76,595,061	未 収 金	36,481,154	294,660,483	
	23,577,583		前 払 費 用		23,577,583	
4,750,000	4,750,000	4,750,000	前 払 金			
15,112,679	15,112,679	5,123,141	仮払消費税			
			特定収入仮払消費税			
-1,242,687			貸倒引当金		1,242,687	
			企業債(固定負債)		12,055,375,453	12,055,375,453
			リ ー ス 債 務			
			引 当 金		4,220,253	4,220,253
	54,468,352		企業債(流動負債)		1,147,200,603	1,092,732,251
	309,140	77,285	リ ー ス 債 務		618,280	309,140
	553,336,662	58,299,564	未 払 金	205,445,507	716,088,150	162,751,488
	5,245,000	49,638	引 当 金		5,245,000	
	4,223,337	631,636	預 り 金	631,636	14,313,837	10,090,500
			仮受消費税	6,959,063	22,392,115	22,392,115
	26,013,451,305	68,900,000	繰 延 収 益	45,350	42,335,017,482	16,321,566,177
	(26,013,451,305)	(68,900,000)	(長期前受金収益化累計額)			
			固 有 資 本 金		535,843,213	535,843,213
			受贈財産評価額		382,924,793	382,924,793
			前年度繰越利益剰余金		600,983,582	600,983,582
			営 業 収 益	69,590,648	373,945,229	373,945,229
			営業外収益	72,055,638	278,770,261	278,770,261
			特 別 利 益			
656,852,167	656,852,167	295,103,750	営 業 費 用			
6,592,625	6,592,625	8,359	営業外費用			
1,240,279	1,240,279	79,142	特 別 損 失			
31,841,904,455	90,652,420,558	550,756,783	合 計	550,756,783	90,652,420,558	31,841,904,455

下 水 道 事 業 試 算 表

令和4年8月末日現在

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
29,924,731,720	61,280,398,098	1,022,783	有形固定資産	89,809,000	31,355,666,378	
			(減価償却累計額)	(89,809,000)	(31,355,666,378)	
752,642,573	766,542,573		無形固定資産	2,780,000	13,900,000	
329,267,964	1,079,374,021	274,119,069	現金、預金	167,081,881	750,106,057	
125,920,083	524,085,276	61,996,687	未 収 金	103,504,710	398,165,193	
	23,577,583		前 払 費 用		23,577,583	
4,750,000	4,750,000		前 払 金			
16,402,159	16,402,159	1,289,480	仮払消費税			
			特定収入仮払消費税			
-1,242,687			貸倒引当金		1,242,687	
			企業債(固定負債)		12,055,375,453	12,055,375,453
			リ ー ス 債 務			
			引 当 金		4,220,253	4,220,253
	54,468,352		企業債(流動負債)		1,147,200,603	1,092,732,251
	386,425	77,285	リ ー ス 債 務		618,280	231,855
	716,473,023	163,136,361	未 払 金	14,230,202	730,318,352	13,845,329
	5,245,000		引 当 金		5,245,000	
	4,870,203	646,866	預 り 金	646,866	14,960,703	10,090,500
			仮受消費税	5,600,766	27,992,881	27,992,881
	26,082,351,305	68,900,000	繰 延 収 益	388,250	42,335,405,732	16,253,054,427
	(26,082,351,305)	(68,900,000)	(長期前受金収益化累計額)			
			固有資本金		535,843,213	535,843,213
			受贈財産評価額		382,924,793	382,924,793
			前年度繰越利益剰余金		600,983,582	600,983,582
			営 業 収 益	226,008,071	599,953,300	599,953,300
			営業外収益	68,900,000	347,670,261	347,670,261
			特 別 利 益			
764,575,107	764,575,107	107,722,940	営 業 費 用			
6,600,984	6,600,984	8,359	営業外費用			
1,270,195	1,270,195	29,916	特 別 損 失			
31,924,918,098	91,331,370,304	678,949,746	合 計	678,949,746	91,331,370,304	31,924,918,098